

ご存知ですか？

現金予納



現金予納とは・・・

送達等のための費用を、郵便切手の代わりに現金で予納する。簡易・迅速・安全な納付手続です。



現金予納には、

- ①会計課保管金係（6階⑮窓口）での現金納付
  - ②裁判所当座預金口座への振込納付（振込手数料必要）
  - ③電子納付
- の方法があります。

電子納付とは・・・

利用者登録（無料）をしていただくことで、インターネットバンキング、Pay-easy対応のATM等で24時間・365日いつでも納付できるものです。また、一度利用者登録をしていただくと、付与された登録コードを全国の裁判所で共通して利用できます。



現金予納の場合、使用しなかった郵便料金は、予め指定された口座に振り込む方法により返還されます。

ぜひ、ご利用ください。



現金予納の詳細は受付窓口、電子納付の詳細は会計課保管金係までお問い合わせください。

岐阜地方裁判所民事部

※ 郵便料金を現金予納していただいた場合でも、送付嘱託等の手続において嘱託先に郵便切手を送付する必要があるなどの場合は、別途、郵便切手を予納していただくことがあります。